

ずくだし支援事業交付金制度の概要

1 制度創設年月日 平成18年7月18日

2 趣旨

地域住民が身近な課題を主体的に解決し、地域の個性を生かして自立したまちづくりを行うとともに、地域住民の地域への愛着と誇りを培い、もって各地域の活性化を図り、ひいては「元気なまち ながの」を実現するため、各地区住民自治協議会の継続的かつ活発な事業展開を促すことを目的として交付金を交付するもの。

2 交付金の交付対象

(1) 交付金の交付対象となる団体

各地区において設立される住民自治協議会

なお、当面は、各地区において住民自治協議会が設立される都度、予算措置を行う。

(2) 交付金の対象となる経費

住民自治協議会の運営に要する経費

対象経費は、報償費、旅費、役務費、使用料及び賃借料並びに需用費等とする。

住民自治協議会が地区内の課題を発見・解決するために新たに実施する事業に要する経費

(想定される事業例)

- ・地区内危険箇所マップ作成・配布
- ・下校時の子供を守る防犯活動
- ・各戸の玄関灯ライトアップ運動
- ・防犯パトロールカー（青色回転灯）による巡回
- ・地区内の憩いの場へ遊歩道整備（看板、ベンチなどの設置） など

(3) 交付金の対象とならない事業

他に公的な補助金、交付金または助成を受けている事業、または受ける予定の事業

営利を目的とした事業

既存の団体が既に実施している事業、または実施しようとしている事業

祭りや運動会などのイベント等で既に毎年恒例となっている事業

その他、宗教活動、政治宣伝活動、選挙活動などに類する事業

(4) 交付金の対象とならない経費

単なる飲食を目的とした食糧費

住民自治協議会の構成員に対する人件費、謝礼、交際費。ただし、費用弁償は除く

団体の事務所等の維持にかかる経費

他の団体への負担金及び補助金など、住民自治協議会が直接実施しない事業にかかる経費

その他、慶弔費、積立金など、地区の活性化に直接関係のない経費

3 交付金の上限額及び補助率

(1) 運営費に係る交付金の上限額

運営費に係る交付金の上限額は、次の均等割額と世帯割額の合計額とする。

均等割額 1 住民自治協議会当たり 35,000 円

世帯割額 1 世帯当たり 14 円×申請を行う年度の前年度 1 月 1 日現在の住民基本台帳に登録されている地区ごとの世帯数

(2) 事業費に係る交付金の上限額

事業費に係る交付金の上限額は、毎年度定める予算の範囲内（ただし、18 年度は別途算定）で、次の均等割額と世帯割額の合計額とする。

均等割額 当該年度予算額の 20%相当額を 30 で除した額

世帯割額 当該年度予算額の 80%相当額を前年度 1 月 1 日現在の住民基本台帳に登録されている総世帯数で除した額に当該地区の世帯数を乗じて得た額

(3) 補助率

補助率は、交付金の対象となる経費の 100 分の 80 以内とする。ただし、各地区の実施状況等を見ながら毎年補助率の見直しを行うものとする。

4 若槻地区住民自治協議会「コミュニティわかつき」の設立に伴う交付金概要

市議会 6 月定例会において可決された「平成 18 年度長野市一般会計補正予算」による交付金の上限額は以下のとおり。

「コミュニティわかつき」に対する交付金	1,625 千円
(内 訳) 住民自治協議会の運営に要する経費	144 千円
住民自治協議会が地区内の課題を発見・解決するために、新たに実施する事業に要する経費	1,481 千円

平成 18 年度の主な事業計画内容

- ・わかつきみまもり隊（防犯や交通安全の観点から、子どもや高齢者を見守る活動）
- ・グリーンウォーク（遊歩道が整備されている昭和の森公園を活用したイベントの開催）
- ・スノーバスターズの組織化（ボランティア雪かき隊を組織し、自力で除雪作業が困難な高齢者世帯などを支援）
- ・ふるさと若槻の集い（住み良い若槻を考える講演会の開催と若槻音頭の普及定着）

など

長野市ずくだし支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、住民自治協議会の継続的かつ活発な事業展開を促進するため、住民自治協議会が行うずくだし支援事業に対して、予算の範囲内で交付金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則(昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ずくだし支援事業 住民自治協議会が行う次のア及びイに掲げる事業をいう。
- ア 住民自治協議会を運営する事業
 - イ 地区内の課題を発見し、又は解決するために行う事業。ただし、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する事業を除く。
 - (ア) この交付金と対象経費を重複してほかの補助金、交付金、助成等を受け、又は受ける予定の事業
 - (イ) 営利を目的とした事業
 - (ウ) 既存の団体が既に実施し、又は実施しようとしている事業
 - (エ) 祭り、運動会その他の行事等で既に恒例となっている事業
 - (オ) 宗教活動、政治宣伝活動、選挙活動その他これらに類する事業
- (2) 地区 第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里及び大岡の各地区をいう。

(交付対象者)

第3 交付金の交付対象となる者は、各地区の住民自治協議会とする。

(対象経費)

第4 交付金の交付対象となる経費は、ずくだし支援事業に要する経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費を除く。

- (1) 単なる飲食を目的とした食糧費
- (2) 住民自治協議会の構成員に対して支払う人件費、謝礼及び交際費(費用の弁償に要する経費を除く。)
- (3) 住民自治協議会の事務所等の維持に要する経費
- (4) 他の団体に対して負担金、補助金等を交付する事業その他の住民自治協議会が直接実施しない事業に係る経費
- (5) 慶弔費、積立金その他の地区の活性化に直接関係がない経費

(交付金の交付額)

第5 交付金の交付額は、次の各号に掲げる金額の合計額以内の額とする。

- (1) 次のア及びイに掲げる金額の合計額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額。以下第6において「第1号基準額」という。)と第2第1号アの事業の実施に係る経費の実支出額に100分の80を乗じて得た額と

を比較して、いずれか少ない方の額

ア 均等割額 35,000 円

イ 世帯割額 交付金の申請を行う年度の前年度の 1 月 1 日現在の住民基本台帳（以下次号において「住民基本台帳」という。）に登録されている地区ごとの世帯数に 14 円を乗じて得た額

(2) 次のア及びイに掲げる金額の合計額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額。以下第 6 において「第 2 号基準額」という。）と第 2 第 1 号イの事業の実施に係る経費の実支出額に 100 分の 80 を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない方の額

ア 均等割額 第 2 第 1 号イの事業に係る交付金の、当該年度の予算額（以下イにおいて「事業予算額」という。）の 100 分の 20 に相当する額を 30 で除して得た額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）

イ 世帯割額 次の(ア)に掲げる額に、(イ)の割合を乗じて得た額

(ア) 事業予算額からアの規定により算定した全地区の均等割額の合計額を減じて得た額

(イ) 住民基本台帳に基づき算定した、全地区世帯数に対する当該地区世帯数の割合

（概算払）

第 6 概算払は、第 1 号基準額と第 2 号基準額の合計額の 100 分の 80 の範囲内で行うことができる。

（交付金の申請等）

第 7 規則第 3 条に規定する申請書は、長野市ずくだし支援事業交付金交付申請書（様式第 1 号）によるものとする。

2 規則第 3 条に規定する関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 住民自治協議会の規約
- (2) 選出団体名を記載した構成員名簿
- (3) 交付事業に係る実施計画書
- (4) 交付事業に係る収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 前 2 項に規定する申請書等の提出期限は、市長が別に定める。

（交付事業の内容の変更等）

第 8 規則第 8 条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 交付事業の内容を変更しようとするとき 長野市ずくだし支援事業変更承認申請書（様式第 2 号）
- (2) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市ずくだし支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第 3 号）

（実績報告）

第 9 規則第 9 条に規定する実績報告書は、長野市ずくだし支援事業実績報告書（様式第 4 号）によるものとする。

- 2 規則第9条に規定する関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。
- (1) 交付事業に係る収支決算書
 - (2) 交付事業の実施状況を写す写真、資料等
 - (3) 交付事業に要した経費の支出を証明する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、交付事業の完了した日から起算して15日を経過した日又は交付金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。
- (交付金の交付請求書)
- 第10 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市ずくだし支援事業交付金交付請求書(様式第5号)によるものとする。
- (補則)
- 第11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成18年7月18日長野市告示第403号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成18年度分の交付金から適用する。
(平成18年度分の交付金に係る特例)
- 2 平成18年度分の交付金の交付額については、第5第2号の規定にかかわらず、第5第2号ア中「第2第1号イの事業に係る交付金の、当該年度の予算額」とあるのは「3,000万円」とする。

平成18年度 ずくだし支援事業交付金地区別交付金上限額一覧

地区名	世帯数 (18.1.1)	運営費				事業費				合計
		均等割額	世帯割 単価	世帯割計	小計	均等割額	世帯割 単価	世帯割計	小計	
第一地区	2,869	35,000	14	40,166	76,000	200,000	166	476,254	677,000	753,000
第二地区	5,199	35,000	14	72,786	108,000	200,000	166	863,034	1,064,000	1,172,000
第三地区	3,284	35,000	14	45,976	81,000	200,000	166	545,144	746,000	827,000
第四地区	1,282	35,000	14	17,948	53,000	200,000	166	212,812	413,000	466,000
第五地区	2,347	35,000	14	32,858	68,000	200,000	166	389,602	590,000	658,000
芹田地区	11,704	35,000	14	163,856	199,000	200,000	166	1,942,864	2,143,000	2,342,000
古牧地区	9,914	35,000	14	138,796	174,000	200,000	166	1,645,724	1,846,000	2,020,000
三輪地区	7,779	35,000	14	108,906	144,000	200,000	166	1,291,314	1,492,000	1,636,000
吉田地区	6,496	35,000	14	90,944	126,000	200,000	166	1,078,336	1,279,000	1,405,000
古里地区	5,109	35,000	14	71,526	107,000	200,000	166	848,094	1,049,000	1,156,000
柳原地区	2,646	35,000	14	37,044	73,000	200,000	166	439,236	640,000	713,000
浅川地区	2,707	35,000	14	37,898	73,000	200,000	166	449,362	650,000	723,000
大豆島地区	4,347	35,000	14	60,858	96,000	200,000	166	721,602	922,000	1,018,000
朝陽地区	5,605	35,000	14	78,470	114,000	200,000	166	930,430	1,131,000	1,245,000
若槻地区	7,716	35,000	14	108,024	144,000	200,000	166	1,280,856	1,481,000	1,625,000
長沼地区	886	35,000	14	12,404	48,000	200,000	166	147,076	348,000	396,000
安茂里地区	8,851	35,000	14	123,914	159,000	200,000	166	1,469,266	1,670,000	1,829,000
小田切地区	537	35,000	14	7,518	43,000	200,000	166	89,142	290,000	333,000
芋井地区	979	35,000	14	13,706	49,000	200,000	166	162,514	363,000	412,000
篠ノ井地区	14,527	35,000	14	203,378	239,000	200,000	166	2,411,482	2,612,000	2,851,000
松代地区	6,845	35,000	14	95,830	131,000	200,000	166	1,136,270	1,337,000	1,468,000
若穂地区	4,138	35,000	14	57,932	93,000	200,000	166	686,908	887,000	980,000
川中島地区	9,189	35,000	14	128,646	164,000	200,000	166	1,525,374	1,726,000	1,890,000
更北地区	11,211	35,000	14	156,954	192,000	200,000	166	1,861,026	2,062,000	2,254,000
七二会地区	865	35,000	14	12,110	48,000	200,000	166	143,590	344,000	392,000
信更地区	1,041	35,000	14	14,574	50,000	200,000	166	172,806	373,000	423,000
豊野地区	3,397	35,000	14	47,558	83,000	200,000	166	563,902	764,000	847,000
戸隠地区	1,662	35,000	14	23,268	59,000	200,000	166	275,892	476,000	535,000
鬼無里地区	824	35,000	14	11,536	47,000	200,000	166	136,784	337,000	384,000
大岡地区	635	35,000	14	8,890	44,000	200,000	166	105,410	306,000	350,000
合計	144,591	1,050,000		2,024,274	3,085,000	6,000,000		24,002,106	30,018,000	33,103,000